

令和3年度 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。令和3年度一般会計決算における充当状況については、下表のとおりです。

（歳入） 市町村交付金（社会保障財源化分） 120,392千円

（歳出） 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費 1,118,017千円

（単位：千円）

項目	款	項	目	社会保障施策 に要した経費 ※	特定財源			一般財源	
					国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	339,487	239,423	0	0	21,973	78,091
			3 老人福祉費	160,398	7,983	0	525	33,353	118,537
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	263,355	163,998	0	11,077	19,385	68,895
			2 児童措置費	118,465	100,053	0	0	4,043	14,369
		(小計)				881,705	511,457	0	11,602
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	170,814	45,220	0	0	27,578	98,016
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	17,531	78	0	0	3,832	13,621
			2 予防費	39,090	1,010	0	160	8,327	29,593
			4 母子保健費	8,877	222	0	0	1,901	6,754
			(小計)				65,498	1,310	0
計				1,118,017	557,987	0	11,762	120,392	427,876

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。